

理 由 書

本理由書は、東松山都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 東松山都市計画区域の位置等

東松山都市計画区域は、都心から約50km圏、本県の中央部に位置しています。また、東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域です。

II 変更の理由

- (1) 都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。
- (3) 東松山市美原町地区について、県道行田東松山線、市道第3664号線、市道第12号線、県道大谷材木町線の整備に伴い区域区分の境界の位置が変更されたため、市街化区域及び市街化調整区域に編入するものです。

III 関連する都市計画

東松山都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 用途地域（東松山市決定）
- ③ 土地区画整理促進区域（東松山市決定）
- ④ 土地区画整理事業（東松山市決定）